

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年1月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200116 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2200013 号

第1 結論

昭和 58 年 8 月から昭和 59 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 58 年 8 月から昭和 59 年 2 月まで

私は、昭和 58 年 7 月末に会社を退職後、すぐに A 公共職業安定所の近くにあった B 市役所の出張所又は C 社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料については、送られてきた納付書により、毎月、自宅近くの D 銀行又は E 銀行の窓口で納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 58 年 7 月末に会社を退職後、すぐに A 公共職業安定所の近くにあった B 市役所の出張所又は C 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求期間は基礎年金番号が導入される平成 9 年より前の期間であることから、請求期間当時に初めて国民年金の加入手続が行われた場合は、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者から提出された年金手帳（写）によると、国民年金の手帳記号番号の記載はなく、国民年金の被保険者となった日（昭和 58 年 8 月 1 日）の欄には、平成 6 年頃に請求者が B 市から転居したとする「F 市」の印が押されていることが確認できることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続は、F 市に転居した後に遡って行われたものと推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、自宅に送られてきた納付書により、毎月、自宅近くの金融機関の窓口で納付した旨主張しているが、オンライン記録によると、平成 9 年 4 月 11 日に、請求者に係る昭和 58 年 8 月 1 日の国民年金被保険者資格取得年月日及び昭和 59 年 3 月 1 日の同資格喪失年月日が、遡って入力処理されていることが確認できることから、前述の加入手続に伴う当該入力処理が行われるまでは、請求者は、国民年金に未加入

であり、制度上、納付書は発行されず、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果において、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求期間当時、国民年金の適用に関する事務は、加入する者の住所地に係る市区町村が行う取扱いとなっていたところ、請求者が請求期間において居住していたとするB市は、当該期間の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。